



様式第一号（第一条関係）

廃棄物海洋投入処分許可申請書

平成29年 8月 3日

環境大臣 山本 公一 殿

申請者

住 所 千葉県銚子市川口町2-6528-3

氏 名 千葉県銚子漁港事務所長 椎名 正一

(法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所)



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ~~第18条の2第1項~~ 第10条の6第1項 の規定により、船舶からの
廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 海洋施設

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		一般水底土砂：外川漁港における航路及び泊地浚渫によって発生する水底土砂で海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合するもの。 別紙-1のとおり
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	平成29年9月11日から平成34年9月10日まで（5年間）
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	145,000m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	平成29年9月11日～平成30年9月10日：29,000m ³ 平成30年9月11日～平成31年9月10日：29,000m ³ 平成31年9月11日～平成32年9月10日：29,000m ³ 平成32年9月11日～平成33年9月10日：29,000m ³ 平成33年9月11日～平成34年9月10日：29,000m ³
	廃棄物の排出海域	① 北緯35° 44' 46" 東経141° 15' 46" ② 北緯35° 43' 05" 東経141° 15' 56" ③ 北緯35° 44' 54" 東経141° 17' 06" ④ 北緯35° 43' 07" 東経141° 17' 15" 以上4点に囲まれる範囲の内側。 別紙-2のとおり
	廃棄物の排出方法	船舶の航行中には排出しない。 別紙-3のとおり
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考 1 ※の欄には記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)

